

会議の結果要旨

1 開催した会議の名称
精華町選挙管理委員会

2 開催日時
令和4年5月17日 午後6時00分から午後7時15分まで

3 開催場所
精華町役場5階501・502会議室

4 議題
内 容：上記委員会の内容は、下記のとおりです。

記

(1) 投票区及び投票所の編成について（方針と手続き）

ア 方針

第1投票区の一部（舟の一部：大字下狛小字市場、流口、西川原、百久保及び本庄）を第2投票区に移すことについて、関係機関（自治会等）と協議を進めていく。

イ 手続き

関係機関（自治会等）と協議し、了承を得たことから、以下のとおり手続きを行う。

（ア）投票区の区域変更の告示

（イ）周知

- ・投票区の区域変更の対象地域（舟）に周知文書の各戸配布及び広報板への掲示
- ・ホームページでの周知
- ・選挙特集号での周知

ウ その他

第13投票区の投票所移設先候補の現地確認については、別途日程を調整する。

事務局から委員に説明があり、次のとおり意見があったうえで、5月17日付けで投票区の区域変更の告示を行うことについて、決定された。

- ・（第2投票区の投票所が）下狛会館から精北小学校に移った時は、下狛会館の前に周知の看板を立てるだけであったが、今回は（対象地域の人が間違っ
- て第1投票区の投票所に）行った場合、（投票所の）事務の人が（対応等）大変なのではないか。
- ・（ホームページでの周知について）いつ選挙管理委員会で検討されたのか、（経過等）その前段の部分があった方がいいのではないか。

(2) 精華町議会議員及び精華町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正について

精華町議会議員及び精華町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正を受けて、公費負担に関する手続やこれに必要な様式を整理するため、

この規程の一部改正について、決定された。

5 その他

(1) 公職選挙法等の一部改正について

(2) 精華町議会議員及び精華町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

(3) 令和4年4月10日執行京都府知事選挙の結果について

以上3項目のことについて事務局から委員に報告又は説明があり、事務局からの報告のとおり又は説明のとおり承認又は確認された。

6 公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

7 出席者

委員長	大久保 憲二	松井事務局長
委員	福味 由利子	森島書記
委員	植西 和美	八木書記
委員	石田 豊	